

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更の届出 ( " )	1
○障害者自立支援法施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 ( " )	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) <8・28揭示>	2
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め (3件) (農業基盤課)	2
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港湾課)	2
入札公告	
○一般競争入札 (汎用旋盤の購入) の公告 (総務事務センター) <8・28揭示>	2

## 告 示

### 高知県告示第570号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成21年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

		標ぼうしている診	診療科
--	--	----------	-----

医療機関の名称	医療機関の所在地	療科名(担当している自立支援医療の種類に関するもの)	において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社あき薬局えきまえ店	安芸市矢ノ丸四丁目2番31号			平成21年8月1日
グリーン薬局	土佐市高岡町甲757番地3			〃
むこせ薬局	香美市土佐山田町西本町二丁目3番6号			〃
ブルークロスえだがわ薬局	吾川郡いの町205番地			〃
とおわ薬局	高岡郡四万十町昭和472番地3			〃

### 高知県告示第571号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から名称の変更について届出があった。

平成21年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	変更年月日

変更前	医療法人新・高陵病院	須崎市横町1番28号	整形外科	更生医療	平成19年10月18日
変更後	医療法人須崎会高陵病院				

### 高知県告示第572号

障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成21年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	業務の廃止年月日
田井薬局	土佐郡土佐町田井1489-1			平成19年11月30日
オカモト聖鳳堂薬局	南国市緑ヶ丘二丁目1701 サンプラザ新鮮館緑ヶ丘店内			平成21年3月25日
むこせ薬局	香美市土佐山田町宝町一丁目1番25号			平成21年5月31日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年8月28日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年8月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成21 年8月 28日	特定非 営利活 動法人 定福寺 豊永郷 民俗資 料保存 会	釣井 龍 宏	長岡郡 大豊町 粟生 158番 地	この法人は、日本伝統文化の維持保存のために、民俗文化の継承及び民俗資料の保存に関する事業等を行ない、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業井ノ口地区（井ノ口換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成21年9月8日から同年10月9日まで

3 縦覧場所

安芸市役所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

る。

県営土地改良事業中芸東部地区（須川換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地区

2 縦覧期間

平成21年9月8日から同年10月9日まで

3 縦覧場所

奈半利町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

県営土地改良事業中芸東部地区（久礼岩換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地区

2 縦覧期間

平成21年9月8日から同年10月9日まで

3 縦覧場所

奈半利町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成21年9月8日

室津港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

室戸市室津地先

F R P船1隻（船名不明、282-13357）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に室津港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

3 港湾管理者の措置

室津港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年8月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量

汎用旋盤 一式 25台

- (2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期限

平成22年3月24日（水）

- (4) 納入場所及び納入数量

ア 室戸市室津221 高知県立室戸高等学校 1台

イ 南国市篠原1590 高知県立高知東工業高等学校 4台

ウ 高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校 8台

エ 須崎市多ノ郷和佐田甲4167-3 高知県立須崎工業高等学校 6台

オ 宿毛市平田町戸内2272-2 高知県立宿毛工業高等学校 6台

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たす者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788
- (2) 入札説明書の交付方法  
平成21年9月4日(金)から同年10月7日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成21年10月27日(火)午前11時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年10月26日(月)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。  
イ 場所  
高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎2階会計管理局作業室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示

された入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を3の(1)の交付場所に平成21年10月7日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (5) 落札者の決定方法  
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (6) 手続における交渉の有無  
無
  - (7) 契約書作成の要否  
要
  - (8) 資格審査に関する事項  
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成21年10月7日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。  
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。
  - (9) 契約の締結  
この物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例(昭和39年高知県条例第37号)第2条の規定により、高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。
  - (10) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。
  - (11) 詳細は、入札説明書による。
- ### 5 Summary
- (1) Details of items to be purchased: General-purpose lathes 25 units
  - (2) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on

Monday 26 October 2009  
(3) Deadline for tender (by hand) : 11:00 A.M. on Tuesday 27 October 2009  
(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9788